

令和3年度答申第2号

令和3年12月27日

諮問番号 令和3年度諮問第2号（令和3年11月11日諮問）

審査庁 香芝市長

事件名 浄化槽清掃業に係る不許可処分の取消等請求事件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第1 請求の趣旨

香芝市長が、審査請求人に対し、令和3年4月1日付け「香芝市指令市衛第〇〇号」でした不許可処分を取り消し、許可する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が、香芝市内の浄化槽の清掃を業として行うため、香芝市長（以下「市長」という。）に対し、浄化槽法に基づいて、浄化槽清掃業の許可を申請したところ、市長がそれを拒否する処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件不許可処分の取消し及び許可を求めるものである。

2 前提事実等

(1) 浄化槽法

浄化槽法（昭和58年法律第43号）は、浄化槽の清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない（第35条第1項）と定めるとともに、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者には許可を与えてはならない（第36条第2号ホ）としている。

(2) 審査請求人の申請当時の許可状況

審査請求人が、浄化槽法に基づいて、市長に浄化槽清掃業の許可を申請した当時、香芝市内の浄化槽の清掃業はA社及びB社の2社（以下「既存の2許可業者」という。）のみが市長の許可を受けて行っていた。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和3年2月26日付けで、本件不許可処分に係る浄化槽清掃業の許可を申請するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、浄化槽から引き出された汚泥及びスカム（以下「浄化槽汚泥等」という。）の収集運搬業の許可をも申請したが、市長がこれを拒否する決定（以下「浄化槽汚泥等収集運搬業不許可処分」という。）をしたので、行政不服審査法に基づき、その取消しと許可を求める審査請求をした。

(4) 本件不許可処分の理由

本件不許可処分の理由は、今後、浄化槽汚泥等の増加が見込めない中、既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な処理が行われており、これを踏まえて一般廃棄物の処理計画が作成されていることから、一般廃棄物の適正な処理を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせるのが相当であるため、また、浄化槽清掃業の許可のみでは、業務の適正な執行が担保されないためとしている。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件不許可処分に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(審査請求人)

本件不許可処分が適法又は相当であるためには、それが基礎としている香芝市の一般廃棄物処理計画（以下「本件処理計画」という。）が合理的なものでなければならない。

しかしながら、本件処理計画は

- ア 浄化槽法が、浄化槽清掃業につき、業者間の自由競争を否定していないにもかかわらず、それを否定する内容となっている。
- イ 今後、香芝市内において排出される浄化槽汚泥等の増加が予測されるにもかかわらず、増加することが考慮されていない。
- ウ 既存の2許可業者が適切に浄化槽汚泥等の収集運搬していないにもかかわらず、適切に収集運搬しているとしている。
- エ 許可業者が2業者のみでは、例えば、いずれかの業者が業務を遂行できなくなった場合には、香芝市内の浄化槽汚泥等が収集運搬できなくなり、危機管理上の問題がある。

以上の点において誤りがあるから、本件不許可処分は違法又は不当がある。

(市長)

浄化槽の清掃業許可においては、浄化槽の清掃後の汚泥等を適切に収集運搬できることが許可要件のひとつであり、このことは最高裁の判例（最高裁判所平成5年9月21日判決）でも示されている。

したがって、審査請求人は浄化槽汚泥等を収集及び運搬するのに必要な、廃棄物処理法に基づく浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可を有しておらず、また、他の事業者に業務委託をするなどして適切にそれを収集運搬する手段も有していないことから、審査請求人は浄化槽法が許可を与えてはならない者としている第36条第2項ホが定める「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当する。（最高裁判所平成5年9月21日判決参照）

第4 当審査会の判断

まず、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可においては、浄化槽を清掃した後に排出された汚泥等を適切に収集運搬できることが許可要件のひとつとされていると解するのが相当である。（最高裁判所平成5年9月21日判決参照）

そうすると、市長が、令和3年2月26日付けの審査請求人による、廃棄物処理法に基づく浄化槽汚泥等の収集及び運搬業の許可申請に対し、同年4月1日付け「香芝市指令 市衛第〇〇号」で拒否処分をしたこと、そして当該拒否処分に違法又は不当がないことは、当審査会が令和3年12月27日付け「令和3年度答申第1号」で示したとおりであるから、審査請求人は、浄化槽汚泥等を収集及び運搬するのに必要な、廃棄物処理法に基づく浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可を有しておらず、また、他の事業者に業務委託をする等して適切にそれを収集運搬する手段も有していないことから、審査請求人は浄化槽法が許可を与えてはならない者としている第36条第2項ホが定める「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当する（最高裁判所平成5年9月21日判決）」とした市長の主張はこれを是認することができる。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件処分に違法又は不当があるとはできない。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

香芝市行政不服審査会

会長 金谷 重樹

委員 下村 敏博

委員 赤宗 桂一